北海道

旅券(パスポート)申請のごあんない

令和7年(2025年)3月作成

- **北海道で申請できる方は、道内に住民登録または居所がある方です。**
- **居所での申請については8ページをご覧ください。**
- **旅券事務の権限を移譲した市町村に住民登録されている方の申請・受取は、市町村が窓口となります。(詳しくは5～6ページをご覧ください)**
- **10年旅券の申請ができるのは、申請時に満年齢が18歳以上の方です。**
- **下表(①～⑩)からご自身の状況に合うものを選び、○印がついた必要な書類を必ずご用意ください。また、※印のついた書類等もご用意ください。**

【訂正新規申請・切替申請・残存有効期間同一申請について】

- ◆ 新たな旅券を受領すると現有旅券は失効となり、旅券番号は変わります。
- ◆ 訂正新規申請・切替申請は、残存有効期間が切り捨てになります。
- ◆ 残存有効期間同一申請は、現有旅券と有効期間満了日が同じ新たな旅券を発行します。
- ◆ 切替申請は、残存有効期間が1年以上ある場合、原則申請できません。
- ◆ 現在有効な旅券は、新たな旅券の受領時にも必ずお持ちください。

	必要な書類等							
	一般旅券発給申請書 一通(⑩年用・⑤年用)	一般旅券発給申請書 一通(残存有効期間同一用)	戸籍謄本(全部事項証明書) 一通	パスポート用写真	本人確認のための書類	前回発給されたパスポート	紛失一般旅券等届出書 一通	その他の書類
	2、7ページ参照							
① 初めて旅券申請をする(新規申請)	○		○	1枚	○			
② 前回取得した旅券の有効期間が切れた(新規申請)	○		○	1枚	○	※1		
有効旅券の姓名、本籍地の都道府県、性別など身分事項記載ページに変更があった方								
③ 有効旅券が10年又は5年の旅券を新たに申請する(訂正新規申請)	○		○	1枚		○		
④ 有効期間満了日が同一の旅券を新たに申請する(残存有効期間同一申請)		○	○	1枚		○		
有効旅券の姓名、本籍地の都道府県、性別など身分事項記載ページに変更がない方								
⑤ 有効旅券の残存有効期間が1年未満になった(切替申請)	○		※2	1枚		○		
有効旅券の査証欄の余白がなくなった								
⑥ 有効旅券が10年又は5年の旅券を新たに申請する(切替申請)	○		※2	1枚		○		
⑦ 有効期間満了日が同一の旅券を新たに申請する(残存有効期間同一申請)		○	※2	1枚		○		
⑧ 有効旅券が損傷している(切替申請)	○		※2	1枚	○	○		※3
⑨ 有効旅券の紛失・盗難等により紛失届を提出し、同時申請する(新規申請)	○		○	2枚	○		○	※4
⑩ 外国で旅券を紛失し「帰国のための渡航書」で帰国した(新規申請)	○		○	1枚	○			※5

※1　有効期間切れの旅券も可能な限りお持ちください。申請時に確認後、無効処理(穴あけ)をしてお返しします。

※2　**有効旅券の記載事項(氏名、本籍の都道府県、性別)に変更がある場合または有効旅券が記載事項を読み取れないほど損傷している場合は、「戸籍謄本」が必要です。**
なお、**戸籍謄本の提出が不要な方であっても、申請書には本籍を番地まで記入する必要がありますので、事前に本籍をご確認ください。**

※3　損傷の経緯を窓口で事情説明書に記載してください。

※4　自宅以外での紛失、盗難の場合は、警察に届け出て、警察署発行の「遺失物届(盗難届)」を提出したことを証明する書類をお持ちになるか、「遺失物届(盗難届)」の受理番号を「紛失一般旅券等届出書」に記入してください。
自宅で紛失した場合は、その経緯を紛失届に記載してください。
焼失の場合は、消防署または市町村が発行した「罹災証明書」をお持ちください。
紛失届の提出は必ずご本人が窓口にお越しください。
新たな旅券の申請をせずに紛失届のみを提出する場合は、パスポート用写真1枚及び本人確認のための書類をお持ちください。

※5　「帰国のための渡航書」をお持ちください。

- **刑罰等に該当する場合**
  - ・ 申請書「刑罰等関係」の1～6いずれかに該当する方(3ページ参照)は、事前に北海道パスポートセンターまたは総合振興局・振興局にお問い合わせください。審査に2か月程度を要しますので、余裕を持って申請をお願いします。
  - ・ 受付窓口は北海道パスポートセンターまたは総合振興局・振興局のみです。市町村での受付はできません

- **住民票(申請の日前6か月以内に発行されたもの)が必要な方**
  - ・ 転入届を提出した当日に旅券を申請する方
  - ・ 道外に住民登録があり、一定の条件を満たす方（居所での申請 … 8ページ参照）
  - ※ 道内に住民登録している方は、住民基本台帳ネットワークシステムにより住所確認ができるため住民票は原則不要です。

申請に必要な書類等

◆ 一般旅券発給申請書

（折り曲げないでください。）

- 記入例はこのごあんないのP3～P4に掲載しています。
- 10年旅券と5年旅券では申請書が違います(申請書表面右上に「10年用」、「5年用」と印字されています。)。
- 18歳未満の方は5年旅券の申請のみとなります。
- インターネット上で入力し、ご自身で印刷した「ダウンロード申請書」で申請することもできます。
  詳しくは外務省ホームページ「パスポート申請書ダウンロード」をご覧ください。
  https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html

◆ 戸籍謄本（全部事項証明書）

（電子化された戸籍では、戸籍謄本は「全部事項証明書」になります。）

- 申請の日前6か月以内に発行されたものをご用意ください。
- 戸籍が同一のご家族が同時に申請をする場合は、戸籍謄本1通で全員の申請をすることができます。ただし、一人の申請者の申請内容に不備があった場合は、そのご家族全員の申請をお受けできなくなることがあります。
- 2ページ以上のものを本人分だけ切り離したものは、無効です。
- 有効期間内の切替申請の場合で、今お持ちの旅券に記載されている氏名、本籍地の都道府県、性別に変更のない方は不要です。ただし、申請書には、本籍地を記載する欄がありますので、事前に本籍地をご確認ください。
- 未成年の申請者とその親権者の姓が異なる場合は、その経緯がわかる戸籍が必要な場合があります。

◆ パスポート用写真(申請書に貼らずにお持ちください。)

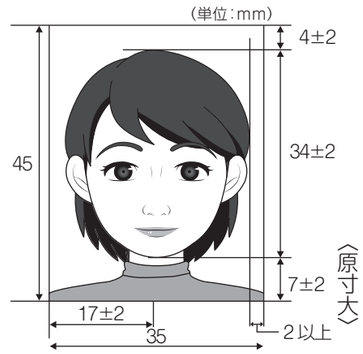

- **申請の日前6か月以内に撮影されたもの。**
- **申請者本人のみを正面から撮影したもの。**
- **無帽で背景や影がなく、目や顔、頭の輪郭が隠れていないもの。**
- **縁なしで左記の寸法を満たしたもの。**
- **顔の寸法は頭頂からあごまで。**
- **カラーでも白黒でも可。**
- **写真裏面下部に名前を記入してください。**
- **目の周辺に髪の毛、眼鏡、つけまつげ、まつげエクステ等の一部或いはその影が入ってこないようにすること。**
  ※背景は白色を推奨します。

不適当な写真の場合は、撮り直しをお願いします。

※パスポート用写真として不適当なものは、次のとおりです。

- ×　不鮮明なもの(焦点が合っていないもの、変色、明るさが不適切)、傷や汚れのついたもの。
- ×　背景と人物の境目がわかりにくいもの、背景の色が濃いもの、影のあるもの。
- ×　眼鏡のレンズに光が反射したもの。
- ×　眼鏡のフレームや髪(影を含む)が目にかかっているもの。
- ×　笑うなどして、平常の顔貌と著しく異なるもの(口を開き必要以上に歯が見えているものなど。)
- ×　髪の毛、サングラス、マスクなどで目・鼻・口を隠すなど顔が確認しにくいもの。
- ×　髪の毛、大きなアクセサリーや襟、マフラーなどで顔の輪郭が隠れたもの。
- ×　ヘアバンド等により頭部が隠れているもの。
- ×　写真専用紙以外の用紙に印刷したもの。
- ×　デジタル写真の場合、ジャギー(階段状のギザギザ模様)があったり、画質が不適切なもの、左右が反転しているもの、画像データを加工処理したもの。
- ×　カラーコンタクトレンズや、瞳のフチを広げるコンタクトを装着しているもの。
- ×　フラッシュなどの影響により瞳が赤く写ったもの、意図的にフラッシュやライトの形状が写り込んだもの。

＜注意＞
自動で撮る証明写真や自宅等で撮影する場合は、大きさの調節など、規格に合うようご注意願います。